

# 役員報酬等に関する細則

制 定 平成18年11月2日

最終変更 平成18年12月7日

## (目的)

第1条 この細則は、会則第92条に定める会長及び専務理事に支給する報酬、並びに会則第88条第2項に定める会員外の学識経験を有する理事（以下「外部理事」という。）及び同条第3項ただし書きに定める会員外の学識経験を有する監事（以下「外部監事」という。）に支給する報酬等について、必要な事項を定める。

## (報酬等の種類及び支給基準)

第2条 役員に支給する報酬の額は、次の各号のとおりとする。

- 一 会長 年額2,500万円を超えない範囲内で理事会が定める額
  - 二 専務理事 年額3,500万円を超えない範囲内で理事会が定める額
  - 三 外部理事 月額10万円
  - 四 外部監事 月額10万円
- 2 専務理事には、退任時に理事会の議を経て、在職時における年俸の最高額に次の係数（0.8を上限とする。）を乗じて得た額を、退職金として支給することができる。  
係数 = 勤務月数 ÷ 12 × 0.1（1月未満は切り上げる。）
- 3 外部理事及び外部監事には、第1項の報酬のほか、会議出席1日当たり次の各号に掲げる会議出席手当及び車代を支給する。
- 一 会議出席手当
    - イ 3時間以内 5万円
    - ロ 3時間超 10万円
  - 二 車代 5,000円（ただし、鉄道等による交通手段の実費が5,000円を超えるときは旅費細則第6条を準用する。）
- 4 専務理事には、通勤に要する交通費として通勤手当（給与法に準ずる。）を支給する。

## (支給方法)

第3条 会長及び専務理事の報酬は、年額の12分の1の額を毎月支給する。

- 2 報酬等（前条第3項第二号の車代を除く。）は、毎月25日（当日が休日のときは前日に繰り上げる。）に支給する。
- 3 源泉所得税、社会保険料等は毎月の報酬から控除して支給する。
- 4 会長又は専務理事が、任期途中で退任したときは、月割計算により退任した月までの報酬を支給する。

## (その他)

第4条 この細則に定めのない事項については、理事会において決定する。

## 附 則

この細則は、平成19年の定期総会終了後から施行する。

附 則（平成18年12月7日改正）

会則の体系的見直しにかかる改正規定は、会則第88条の改正について金融庁長官の認可のあった日（平成19年2月2日）から施行する。